

## 4 暴力団排除活動の現状

暴力団対策法施行10年を迎え、この間、警察や都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)を中心とした各種の暴力団排除活動が活発に行われ、暴力団組事務所の撤去、暴力団被害者等に対する援助、各種業からの暴力団排除等、相当な成果を挙げている。

### (1) 行政対象暴力対策の推進

近年、暴力団等が、不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関又はその職員を対象として行う違法又は不当な行為が一段と顕著に見られるようになった。

このような行政対象暴力は、暴力団等の資金源を封圧し、その利権の構築、拡大を阻止するという観点から、また、行政の健全性、公益性を確保するという観点から、徹底して排除する必要があり、警察は、部門間の連携を図りながら、実態把握の強化、行政機関との連携強化、行政対象暴力の取締り等の強化等を柱とする諸対策を推進しているところである。

#### 【事例1】警察、行政機関、公共工事受注業者による不当要求防止対策の連携システムの構築と行政機関における不当要求防止対策委員会を設立した事例(和歌山)

和歌山県においては、社会運動等標ぼうゴロによる職務強要事件の検挙を通じて、公共工事における不当要求の実態と行政機関の対応の不備が明らかとなったことから、公共工事受注業者への責任者講習受講の義務づけ、警察、地方整備局工事事務所、受注者の三者間の連絡体制の確立等を図るとともに、県、市町村、郵便局等の行政機関において、不当要求に対応する組織として不当要求防止対策委員会を設立するなどし、行政機関に対する不当要求を組織的な対応で排除するシステムを構築した。

#### 【事例2】政治活動標ぼうゴロらによる自治体に対する職務強要事件(岡山)

政治活動標ぼうゴロ(44)らは、岡山県下A町町民センターの建設予定を聞知するや、同工事の指名業者に同人らが指定するゼネコン会社を指名させようと企て、5月、A町内において街宣活動を行い、また、A町町長に対し、「この業者を指名すれば右翼は絶対に来ない。指名しなければ街宣車が来て騒ぎ立てる。」などと脅迫し、誹謗文書を示して、「談合の疑惑がある。大変なことになりますよ。」などと、その要求に応じなければいかなる危害が及ぶかも知れない氣勢を示して脅迫した(5月20日検挙)。

## (2) 民事訴訟支援等の推進状況

警察は、暴力団犯罪の被害者による当該暴力団への損害賠償請求訴訟や、暴力団組事務所撤去活動について、必要な支援を行っている。

### 【事例1】弁護士会等三者協議会連携チームの支援により暴力団組事務所が撤去された事例（佐賀）

都道府県センターが開催した暴力特別相談日に、山口組傘下組織組事務所の家主の女性から、「貸した住宅がいつの間にか暴力団事務所になっているので、追い出して欲しい。」旨の相談がなされたことから、弁護士会は訴訟を視野に入れた賃貸借契約違反による退去通告を行い、都道府県センター、弁護士会及び警察の三者が連携して各種対策を推進した結果、組関係者を立ち退かせ、同組事務所を撤去することに成功した。

### 【事例2】稲川会傘下組織組長らに対する使用者責任に基づく損害賠償請求訴訟への支援（埼玉）

埼玉県八潮市内の酒場に歌の流しに来た演歌歌手に対する稲川会傘下組織組員による傷害致死事件に関し、被害者の遺族が、実行行為者に加え、組長らに対して提起した損害賠償請求訴訟について、一審、二審を通じ、（財）埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター及び警察が訴訟支援を展開したところであるが、組長らに対する使用者責任が高裁で初めて認められ、約5,100万円の支払いを命じる勝訴判決を得た。

## (3) 各種業からの暴力団排除の状況

公共工事及び産業廃棄物処理業等の各種業からの暴力団排除を積極的に推進している。

### 【事例1】山口組傘下組織に利益供与等を行っていた業者について県に通報し、指名除外処分とした事例（長崎）

建設会社営業所に対する発砲事件を捜査中、同建設会社が山口組傘下組織幹部（60）に対して、現金を供与するとともに、密接な交友関係を有していることが判明し、さらにその他の建設会社2社についても同組織幹部と密接な関係にあることが明らかとなったことから、この旨を長崎県に通報したところ、県は長崎県建設工事暴力団対策要綱に基づき、当該3社を6ヶ月の指名除外処分とした。

### 【事例2】住吉会傘下組織幹部が事業活動を支配している産業廃棄物処理業者の新規許可申請を不許可とした事例（千葉）

千葉県からの意見照会に際し、産業廃棄物処理業新規許可申請会社の調査を実施したところ、住吉会傘下組織幹部（50）と関係を有する者が役員に就任しているなど、同幹部の当該業者に対する事業活動支配の実態が明らかとなったことから、千葉県に対して意見を述べた結果、県は同社の申請を不許可とした。

**(4) 暴力団関係相談受理状況**

平成14年中に警察及び都道府県センターに寄せられた暴力団員による不当な行為に係る相談の受理件数は3万9,659件であった。

相談の内容別については、暴力団対策法第9条各号に関する相談が1万345件で最も多く、全相談受理件数の26.1%を占めており、さらにその内訳を見ると、因縁をつけての金品等要求行為が2,779件(26.9%)で最も多く、次いで不当寄付金要求行為が2,092件(20.2%)、不当債権取立行為が1,326件(12.8%)の順になっている。

**(5) 弁護士会等との連携状況**

変貌する民事介入暴力事案に迅速、的確に対応するため、警察庁では、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会及び全国暴力追放運動推進センターと、都道府県警察では、都道府県の単位弁護士会及び都道府県センターとの間に、「民暴研究会」を設置し、三者の緊密な連携の下、具体的な民事介入暴力事案に対する民事訴訟支援等に取り組んでおり、2月20日までに、全国すべての都道府県に「民暴研究会」が設置された。